

四日市市都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う整備条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第19号

四日市市都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う整備条例
(四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正)

第1条 四日市市建築基準法等関係手数料条例(平成19年四日市市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第5(第2条第5項関係)	
種類	額
(略)	
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> (法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請に対する審査手数料	180,000円
(略)	
法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の許可申請に対する審査手数料	33,000円
法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	33,000円
(略)	
法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置の許可申請に対する審査手数料	160,000円

(略)	
法第68条の3第1項、第2項又は第3項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 又は高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	27,000円
(略)	
法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請に対する審査手数料	27,000円
(略)	
法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	27,000円
(略)	

改正前	
別表第5 (第2条第5項関係)	
種類	額
(略)	
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請に対する審査手数料	180,000円
(略)	
法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> の許	33,000円

可申請に対する審査手数料	
法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	33,000円
(略)	
法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積又は壁面の位置の許可申請に対する審査手数料	160,000円
(略)	
法第68条の3第1項、第2項又は第3項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 又は高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	27,000円
(略)	
法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定申請に対する審査手数料	27,000円
(略)	
法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	27,000円
(略)	

(四日市市特別工業地区建築条例の一部改正)

第2条 四日市市特別工業地区建築条例(昭和49年四日市市条例第13条)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(第一種特別工業地区内の建築制	(第一種特別工業地区内の建築制

限)

第3条 第一種特別工業地区内においては、法第48条第11項の規定によるほか、別表第1に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(第二種特別工業地区内の建築制限)

第4条 第二種特別工業地区内においては、法第48条第12項の規定によるほか、別表第2に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が大気汚染若しくは水質汚濁等広域に環境悪化を及ぼすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(第四種特別工業地区内の建築制限)

第5条 第四種特別工業地区内においては、法第48条第12項の規定によるほか、別表第3に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が大気汚染若しくは水質汚濁等広域に環境悪化を及ぼすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと

限)

第3条 第一種特別工業地区内においては、法第48条第10項の規定によるほか、別表第1に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(第二種特別工業地区内の建築制限)

第4条 第二種特別工業地区内においては、法第48条第11項の規定によるほか、別表第2に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が大気汚染若しくは水質汚濁等広域に環境悪化を及ぼすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(第四種特別工業地区内の建築制限)

第5条 第四種特別工業地区内においては、法第48条第11項の規定によるほか、別表第3に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が大気汚染若しくは水質汚濁等広域に環境悪化を及ぼすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと

認めて許可した場合においては、この限りでない。

(第五種特別工業地区内の建築制限)

第6条 第五種特別工業地区内においては、法第48条第13項の規定によるほか、別表第4に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が大気汚染若しくは水質汚濁等広域に環境悪化を及ぼすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

認めて許可した場合においては、この限りでない。

(第五種特別工業地区内の建築制限)

第6条 第五種特別工業地区内においては、法第48条第12項の規定によるほか、別表第4に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が大気汚染若しくは水質汚濁等広域に環境悪化を及ぼすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

改正後

別表第1 (第3条関係)

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

- (1) (略)
- (2) アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）
- (3) (略)
- (4) 出力の合計が7.5キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付
- (5)から(7)まで (略)
- (8) レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が7.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- (9) 金属の溶射又は砂吹（ショットブラストを含む。）
- (10) ドラム缶の洗浄又は再生
- (11)から(13)まで (略)
- (14) 木材の引割で出力の合計が15キロワットを超える原動機を使用するもの

(15) 出力の合計が 7.5キロボルト を超える原動機を使用する製粉

(16) (略)

2 及び 3 (略)

改正前

別表第1 (第3条関係)

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

(1) (略)

(2) アセチレンガスを用いる金属の工作 (アセチレンガス発生器の容量 30リットル 以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)

(3) (略)

(4) 出力の合計が 7.5キロボルト を超える原動機を使用する塗料の吹付

(5) から (7) まで (略)

(8) レディミクストコンクリート の製造又はセメントの袋詰で出力の合計が 7.5キロボルト を超える原動機を使用するもの

(9) 金属の溶射又は砂吹 (シヨットプラスト を含む。)

(10) ドラムかん の洗浄又は再生

(11) から (13) まで (略)

(14) 木材の引割で出力の合計が 15キロボルト を超える原動機を使用するもの

(15) 出力の合計が 7.5キロボルト を超える原動機を使用する製粉

(16) (略)

2 及び 3 (略)

改正後

別表第2 (第4条関係)

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

(1) から (8) まで (略)

(9) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、
リン酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛

化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(10)から(14)まで (略)

(15) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造

改正前

別表第2 (第4条関係)

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

(1)から(8)まで (略)

(9) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、
リン酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、
ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、
鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、ク
ロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、
グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香
酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(10)から(14)まで (略)

(15) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

改正後

別表第3 (第5条関係)

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

(1)及び(2) (略)

(3) マッチの製造

(4)から(12)まで (略)

(13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫
酸、リン酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、
ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、
鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、ク

ロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(14)及び(15) (略)

(16) ファクチス又は合成樹脂の製造

(17)から(19)まで (略)

(20) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを超えないつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

(21) (略)

(22) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造

(23) アスファルトの精製

(24) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造

(25) 肥料の製造

改正前

別表第3（第5条関係）

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

(1)及び(2) (略)

(3) マッチの製造

(4)から(12)まで (略)

(13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シヤン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(14)及び(15) (略)

(16) ファクチス又は合成樹脂の製造

(17)から(19)まで (略)

(20) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルをこえないつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

(21) (略)

(22) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

(23) アスファルトの精製

(24) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造

(25) 肥料の製造

改正後

別表第4（第6条関係）

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

(1)及び(2) (略)

(3) マッチの製造

(4)から(12)まで (略)

(13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、リン酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(14)及び(15) (略)

(16) ファクチス又は合成樹脂の製造

(17)から(19)まで (略)

(20) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを超えないつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

(21) (略)

(22) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造

改正前

別表第4（第6条関係）

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

(1)及び(2) (略)

(3) マッチの製造

(4)から(12)まで (略)

(13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、リン酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(14)及び(15) (略)

(16) フアクチス又は合成樹脂の製造

(17)から(19)まで (略)

(20) 金属の熔融又は精練（容量の合計が50リットルをこえないつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

(21) (略)

(22) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

（四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第3条 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年四日市市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第3（第5条関係）

許可の基準

行為の種類	要件
建築物の建築、改築、増築又は移転	1 及び 2 （略） 3 その他の建築物 (1) （略） (2) 当該建築物の <u>建蔽率</u> が、10分の4以下であること。 ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (3)から(5)まで （略）
(略)	

改正前

別表第3（第5条関係）

許可の基準

行為の種類	要件
建築物の建築、改築、増築又は移転	1 及び 2 （略） 3 その他の建築物 (1) （略） (2) 当該建築物の <u>建ぺい率</u> が、10分の4以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (3)から(5)まで （略）
(略)	

（四日市市開発許可等に関する条例の一部改正）

第4条 四日市市開発許可等に関する条例（平成19年四日市市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(この節の規定の目的及び用語の意義)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 この節において使用する用語の意義は、法及び令に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語ごとに、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 既存集落 地形、地勢及び地物からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る文教、交通、利便、コミュニティ、医療その他生活に係る施設の利用の一体性その他の社会的条件に照らし、一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であって、規則で定める相当数の建築物が連たんしているもの。ただし、都市計画区域内で用途地域の指定のない区域のうち、特定地区（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、<u>建蔽率</u>及び建築物の各部分の高さの限度（平成16年四日市市告示第152号）のうち特定地区として定める区域をいう。以下同じ。）を除く。</p> <p>(2)から(6)まで (略)</p>	<p>(この節の規定の目的及び用語の意義)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 この節において使用する用語の意義は、法及び令に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語ごとに、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 既存集落 地形、地勢及び地物からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る文教、交通、利便、コミュニティ、医療その他生活に係る施設の利用の一体性その他の社会的条件に照らし、一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であって、規則で定める相当数の建築物が連たんしているもの。ただし、都市計画区域内で用途地域の指定のない区域のうち、特定地区（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、<u>建ぺい率</u>及び建築物の各部分の高さの限度（平成16年四日市市告示第152号）のうち特定地区として定める区域をいう。以下同じ。）を除く。</p> <p>(2)から(6)まで (略)</p>

改正後
別表第3（第17条関係）

区分	建築物の用途、基準又は条件
第1号ア関係	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第1号イ関係	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第1号ウ関係	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第2号関係	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第3号関係	<p>(建築の必要性)</p> <p>1 (略)</p>

	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第4号関係	<p>(代替建築物の用途、規模等)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>(代替建築物の敷地規模)</p> <p>1及び2 (略)</p>
(略)	
第6号関係	<p>(予定建築物の規模等)</p> <p>1 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。ただし、宅地の形状又は建築物の規模からみてやむを得ない場合は、容積率は10分の20以下とすることができる。</p> <p>2 (略)</p>
第7号関係	<p>(1) 自己の居住の用に供する建築物</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の建築物</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建蔽率</u>は10分の6以下、容積率は10分の20以下であること。</p>

第 8 号関係	<p>(建築の必要性)</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(予定建築物の用途)</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 <u>建蔽率</u>は 10 分の 5 以下、容積率は 10 分の 10 以下であること。</p>
---------	--

改正前	
別表第 3 (第 17 条関係)	
区分	建築物の用途、基準又は条件
第 1 号ア関係	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建ぺい率</u>は 10 分の 6 以下、容積率は 10 分の 10 以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第 1 号イ関係	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建ぺい率</u>は 10 分の 6 以下、容積率は 10 分の 10 以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第 1 号ウ関係	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建ぺい率</u>は 10 分の 6 以下、容積率は 10 分の 10 以下であること。</p>

	<p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第2号関係	<p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建ぺい率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第3号関係	<p>(建築の必要性)</p> <p>1 (略)</p> <p>(予定建築物の用途、規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建ぺい率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予定建築物の敷地規模等)</p> <p>(略)</p>
第4号関係	<p>(代替建築物の用途、規模等)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>建ぺい率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>(代替建築物の敷地規模)</p> <p>1及び2 (略)</p>
(略)	
第6号関係	<p>(予定建築物の規模等)</p> <p>1 <u>建ぺい率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。ただし、宅地の形状又は建築物の規模からみてやむを得ない場合は、容積率は10分の20以下とすることができる。</p>

	2 (略)
第7号関係	<p>(1) 自己の居住の用に供する建築物 (予定建築物の敷地規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建ぺい率</u>は10分の6以下、容積率は10分の10以下であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の建築物 (予定建築物の敷地規模等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建ぺい率</u>は10分の6以下、容積率は10分の20以下であること。</p>
第8号関係	<p>(建築の必要性)</p> <p>1及び2 (略) (予定建築物の用途)</p> <p>1から3まで (略) (予定建築物の敷地規模等)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>建ぺい率</u>は10分の5以下、容積率は10分の10以下であること。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)